

宝塚市告示第58号

景観法（平成16年法律第21号）第19条第1項の規定により、次の物件を景観重要建造物に指定したので、宝塚市都市景観条例第29条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年（2024年）4月1日

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 指 定 番 号： 指定第5号
物 件 の 名 称： 亀井邸
物 件 の 所 在 地： 宝塚市雲雀丘1丁目7-46
物 件 の 所 有 者： 亀井 哲
 亀井 千那